

第8号議案

京都府教育委員会基本規則及び京都府教育委員会表彰規則の一部を  
改正する規則の制定について

京都府教育委員会基本規則第17条第9号の規定により、別紙のとおり提出します。

平成26年3月11日

教育長 小田垣 勉

提出の理由

教育委員会の附属機関として「京都府いじめ防止対策推進委員会」を設置するに当たり、  
京都府教育委員会基本規則及び京都府教育委員会表彰規則のうち関連する規定を改正す  
る。

京都府教育委員会基本規則及び京都府教育委員会表彰規則の一部を  
改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

教育委員会の附属機関として「京都府いじめ防止対策推進委員会」を設置するに当たり、京都府教育委員会基本規則及び京都府教育委員会表彰規則のうち関連する規定を改正する。

2 改正の内容

(京都府教育委員会基本規則)

- ・教育委員会が任免することとされている附属機関の委員に、上述委員会の委員を加える。(第17条関係)
- ・学校教育課の事務として、上述委員会の庶務に関することを加える。(第19条の8関係)
- ・教育委員会の附属機関の一覧に、上述委員会を加える。(第24条関係)

(京都府教育委員会表彰規則)

- ・教育委員会附属機関の委員等表彰の対象として、上述委員会の委員を加える。(別表関係)

3 施行期日

平成26年4月1日

京都府教育委員会基本規則及び京都府教育委員会表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 月 日

京都府教育委員会

委員長 畑 正 高

### 京都府教育委員会規則第 号

京都府教育委員会基本規則及び京都府教育委員会表彰規則の一部を改正する規則  
(京都府教育委員会基本規則の一部改正)

第1条 京都府教育委員会基本規則(昭和24年京都府教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第17条第3号中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、エの次に次のように加える。

オ いじめ防止対策推進委員会委員

第19条の8中第21号を第22号とし、第18号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 京都府いじめ防止対策推進委員会の庶務に関すること。

第24条中「京都府教科用図書選定審議会」を「京都府教科用図書選定審議会  
京都府いじめ防止対策推進委員会」に

改める。

(京都府教育委員会表彰規則の一部改正)

第2条 京都府教育委員会表彰規則(平成14年京都府教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表の2の項の(1)中クをケとし、イからキまでをウからクまでとし、アの次に次のように加える。

イ 京都府いじめ防止対策推進委員会委員

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

京都府教育委員会基本規則（昭和24年京都府教育委員会規則第1号） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(教育長に委任する事務) 第17条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(2) (略) (3) 次に掲げる者の任免を行うこと。 ア 教育長 イ 本庁、教育局、総合教育センター、図書館及び郷土資料館の職員 ウ 府立学校及び市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）立小学校及び中学校の教職員 エ 教科用図書選定審議会委員 オ 産業教育審議会委員 カ スポーツ推進審議会委員 キ 社会教育委員 ク 文化財保護審議会委員 ケ 指定管理者等選定審査教育委員会部会委員 (4)～(25) (略)</p> <p>(学校教育課の事務) 第19条の8 学校教育課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(16) (略) (17) 京都府教科用図書選定審議会の庶務に關すること。 (18) 大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関における教育職員の養成のための教育に關し、関係機関に對し連絡し、及びその実施に關して協力すること。 (19) 学校職員の研修に關し、企画し、及び実施すること。 (20) 京都府総合教育センターに關すること。 (21) 部内室及び他課の主管に屬しないこと。</p>	<p>(教育長に委任する事務) 第17条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(2) (略) (3) 次に掲げる者の任免を行うこと。 ア 教育長 イ 本庁、教育局、総合教育センター、図書館及び郷土資料館の職員 ウ 府立学校及び市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）立小学校及び中学校の教職員 エ 教科用図書選定審議会委員 オ <u>いじめ防止対策推進委員会委員</u> カ 産業教育審議会委員 キ スポーツ推進審議会委員 ク 社会教育委員 ク 文化財保護審議会委員 ク 指定管理者等選定審査教育委員会部会委員 (4)～(25) (略)</p> <p>(学校教育課の事務) 第19条の8 学校教育課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(16) (略) (17) 京都府教科用図書選定審議会の庶務に關すること。 (18) 京都府いじめ防止対策推進委員会の庶務に關すること。 (19) <u>大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関における教育職員の養成のための教育に關し、関係機関に對し連絡し、及びその実施に關して協力すること。</u> (20) 学校職員の研修に關し、企画し、及び実施すること。 (21) 京都府総合教育センターに關すること。 (22) 部内室及び他課の主管に屬しないこと。</p>
<p>(18) 大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関における教育職員の養成のための教育に關し、関係機関に對し連絡し、及びその実施に關して協力すること。 (19) 学校職員の研修に關し、企画し、及び実施すること。 (20) 京都府総合教育センターに關すること。 (21) 部内室及び他課の主管に屬しないこと。</p>	<p>(19) 大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関における教育職員の養成のための教育に關し、関係機関に對し連絡し、及びその実施に關して協力すること。 (20) 学校職員の研修に關し、企画し、及び実施すること。 (21) 京都府総合教育センターに關すること。 (22) 部内室及び他課の主管に屬しないこと。</p>

(附属機関)

第24条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより設置された附属機関は、次のとおりである。

京都府教科用図書選定審議会

京都府産業教育審議会

京都府スポーツ推進審議会

京都府社会教育委員

京都府文化財保護審議会

京都府指定管理者等選定審査会

(附属機関)

第24条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより設置された附属機関は、次のとおりである。

京都府教科用図書選定審議会

京都府いじめ防止対策推進委員会

京都府産業教育審議会

京都府スポーツ推進審議会

京都府社会教育委員

京都府文化財保護審議会

京都府指定管理者等選定審査会

京都府教育委員会表彰規則（平成14年京都府教育委員会規則第9号） 新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表（第2条関係）	表 彰	別表（第2条関係）	表 彰
	被表彰者の範囲		被表彰者の範囲
	(略)		(略)
2 京都府教育委員会附属機関の委員等表彰	<p>(1) 次に掲げる附属機関等の委員として10年以上在職した者であつて、職務に精励し、京都府教育行政の発展に貢献したものの</p> <p>ア 京都府教科用図書選定審議会委員</p> <p>イ 京都府産業教育審議会委員</p> <p>ロ 京都府スポーツ推進審議会委員</p> <p>ハ 京都府社会教育委員</p> <p>ニ 京都府文化財保護審議会委員</p> <p>ホ 就学指導委員会委員</p> <p>ヘ 京都府公立学校教職員疾病専門家会議委員</p> <p>ヘ 京都府公立学校教職員結核専門家会議委員</p> <p>(2) 次に掲げる京都府立の中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「府立学校」という。)の職に20年以上在職した者であつて、職務に精励し、京都府教育行政の発展に貢献したものの</p> <p>ア 学校医</p> <p>イ 学校歯科医</p> <p>ウ 学校薬剤師</p>	<p>(1) 次に掲げる附属機関等の委員として10年以上在職した者であつて、職務に精励し、京都府教育行政の発展に貢献したものの</p> <p>ア 京都府教科用図書選定審議会委員</p> <p>イ 京都府いじめ防止対策推進委員会委員</p> <p>ロ 京都府産業教育審議会委員</p> <p>ハ 京都府スポーツ推進審議会委員</p> <p>ニ 京都府社会教育委員</p> <p>ホ 京都府文化財保護審議会委員</p> <p>ヘ 就学指導委員会委員</p> <p>ヘ 京都府公立学校教職員疾病専門家会議委員</p> <p>ヘ 京都府公立学校教職員結核専門家会議委員</p> <p>(2) 次に掲げる京都府立の中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「府立学校」という。)の職に20年以上在職した者であつて、職務に精励し、京都府教育行政の発展に貢献したものの</p> <p>ア 学校医</p> <p>イ 学校歯科医</p> <p>ウ 学校薬剤師</p>	
	(略)		(略)